

えひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例（案）骨子の概要

制定の背景（前文）

- 愛媛県の海域は、佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海に大別され、さらに瀬戸内海は東部の燧灘と西部の伊予灘に区分され、瀬戸内海を中心とした多くの島々や宇和海沿岸のリアス海岸等により形成される海岸線の総延長は、全国第5位、漁港数は全国第3位となっている。
- これらの海域には、多様な魚介類が生息し、多種多様な漁船漁業や、生産量、産出額ともに全国一のマダイ、シマアジをはじめ、ブリ類等の養殖業が展開されているほか、内陸部では、重信川水系、肱川水系をはじめとする大小様々な河川、溪流も多く、あゆやあまご等の採捕が行われている。
- 一方で、本県の水産業を取り巻く環境は、気候変動による漁場環境の変化や水産資源の減少、漁業者の高齢化や担い手の減少をはじめ、魚離れによる消費量の減退、魚価の低迷などにより、厳しさを増している。
- 本県の水産業を将来にわたり継承し、発展させていくためには、新たな付加価値の創造や儲かる水産業としての競争力の強化、頻発化、激甚化する自然災害を踏まえた漁業基盤の強靱化など情勢の変化に的確に対応して、顕在している様々な問題に対し積極果敢に取り組んでいかなければならない。また、豊かな漁場や水産資源に恵まれた愛媛の海を守り、持続的な生産が可能な海づくりを進めるためには、水産業者のみならず、県民一人ひとりが、日常生活や事業活動においてプラスチックごみをはじめとする海洋ごみの削減など環境に配慮した行動を実践することが求められる。
- 本県の水産業及び漁村の継続的な振興を図り、関係者が一体となって「水産王国えひめ」のさらなる発展を目指すため、条例を制定する。

総則

- 条例の制定目的、基本理念、県の責務、市町との連携等のほか、関係者の役割について規定

推進施策

- 基本計画の策定
- 養殖漁業のさらなる発展
- 適切な漁場利用の推進及び漁業秩序の維持
- 県産水産物の国内外販路の拡大
- 豊かな海づくり
- 海洋ごみ削減の推進
- 男女共同参画の推進
- 水産業協同組合の経営安定
- 漁村の振興
- 県民の理解促進
- 施策の実施状況の公表
- 持続可能な水産資源の管理
- 未来を見据えた水産に関する研究開発
- 海域特性に応じた漁業振興
- 魚食普及の推進
- 環境にやさしい水産業の推進
- 担い手の確保及び育成
- 安定的な漁業経営
- 水産業の基盤整備及び強靱化
- 内水面漁業の維持及び発展
- 財政上の措置